

# 京都府緩和ケア研修会実施要項

平成22年	4月	1日	施行
平成22年	8月	11日	改正
平成27年	4月	27日	改正
平成27年	12月	17日	改正
平成30年	4月	1日	改正
平成30年	6月	6日	改正

## 1 趣旨

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知）（以下、「指針」という。）に基づいて京都府内で開催する緩和ケア研修会（以下、「京都府緩和ケア研修会」という。）については、指針に定めるほか、この要項に定めるところによる。

## 2 京都府緩和ケア研修会の開催形式等

- (1) 京都府緩和ケア研修会の開催形式は、e-learning（情報通信機器を利用して緩和ケアに関する知識をオンライン学習で修得すること）修了者に対する集合研修（e-learning修了者がe-learningを修了後2年以内に所定の場所に集合し、実地に活かせる知識や技術、態度を修得するために症例の検討等による演習と討論やロールプレイングによる演習を含むワークショップのこと）とする。なお、e-learningと集合研修の双方の修了をもって、緩和ケア研修会の修了とする。
- (2) 京都府緩和ケア研修会の標準プログラムは、別表のとおりとする。
- (3) 京都府緩和ケア研修会の対象者は、がん等の診療に携わる医療従事者とする。

## 3 確認依頼書の提出

- (1) 集合研修事務担当者は、集合研修開催の2ヶ月前までに、確認依頼書（指針様式3）を、京都府健康福祉部健康対策課（以下「京都府健康対策課」という。）あてに任意様式の送付文を添えて提出するものとする。
- (2) 京都府健康対策課は、確認依頼書及び関係書類から当該研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、集合研修の1ヶ月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん・疾病対策課（以下「厚生労働省がん・疾病対策課」という。）あて提出する。

## 4 確認結果の通知

京都府健康対策課は、3の規定による確認依頼のあった研修会が、指針に準拠していると厚生労働省がん・疾病対策課から連絡があった場合には、集合研修事務担当者あて通知するものとする。

## 5 集合研修実施報告書及び修了証書の発行

- (1) 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、集合研修の修了の登録等をe-learningシステムに入力すること。
- (2) 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、修了報告書（指針様式6）を作成すること。なお、修了報告書に添付する集合研修修了者名簿の様式は別添の指針様式7（京都府用）を用いること。また、修了証書（指針様式2）を作成し、集合研修主催責任者の記名押印の上、修了報告書と併せて、京都府健康対策課を通じて厚生労働省がん・疾病対策課あて提出し、厚生労働省健康局長印の押印を依頼するものとする。この際、京都府健康対策課

あて任意様式の送付文を添付すること。

## 6 書類の提出部数

この要項により京都府健康対策課に提出する書類の部数は、各1部とする。

## 7 その他

研修会を開催するために必要な事項は、別に定める。

(別表)

京都府緩和ケア研修会（集合研修）標準プログラム  
（新開催指针对応）

時間	研修項目
45分以上	e-learning で学習した内容の復習及び質問等 (①)
180分以上	グループ演習
	全人的苦痛に対する緩和ケア（チームアプローチによる観点を含む。）(②ア) がん患者等の療養場所の選択、地域における連携、在宅における緩和ケアの実際 (②イ)
90分以上	ロールプレイングによる演習
	がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定支援を含む。）(③ア)
15分以上	がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等において取り組まれているがん患者等への支援 (④)

注1) 研修の順序については問わないが、2日以内に実施し、研修が効果的に行われるように配慮すること。

注2) グループ演習は4名以上10名以下、ロールプレイングによる演習は2名以上4名以下のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。また、グループ演習は1グループあたり1名以上、ロールプレイングによる演習は2グループあたり1名以上の集合研修協力者がそのグループを担当すること。



